

令和2年6月23日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

7月1日以降の保育所等の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

緊急事態宣言については、令和2年5月25日付で解除されましたが、本市では、令和2年6月30日までの間、保育所等（※）の登園自粛を要請してきました。

6月以降は、感染症対策の強化と合わせて、経済再生の実現に向けて本市としても取り組みを進めており、保育所等においても登園児童が増えてきています。

そこで、本市からの登園自粛要請は6月30日で終了し、併せて登園しなかった日数に応じた利用料（保育料）の減額の取り扱いも終了します。ただし、今後の新型コロナウイルス感染の状況によっては、再度登園自粛を要請する場合がありますので、その際にご協力ください。

なお、保育所等については、いわゆる「3密」をなくすことが困難である中で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策を行いながら保育することが必要になります。そのため、登園の自粛を要請するものではありませんが、仕事がお休みの日などには、必要最小限で保育所等を利用するなどのご協力をいただくようお願いいたします。

保育所等においても、政府から示された「新しい生活様式」に配慮しながら保育を行うこととなり、通常行っている行事等についても見直しをしていますので、ご理解をいただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症防止のために、保護者の皆様におかれましても、お子様及びご自身の体調の確認や衛生管理等にご協力をお願いします。

※認可保育所、幼保連携型認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、横浜保育室、年度限定保育事業

1 利用料（保育料）について【0～2歳児クラス】

登園自粛要請の終了に伴い、これまでの「登園日数に応じた利用料（保育料）の減額」の取り扱いを終了します。

7月以降は通常通り、利用料（保育料）の徴収を行います。（認可保育所の7月分の口座引き落としは7月28日（火）を予定しています。）

2 給食について

7月1日以降は、給食費を含め、通常通りとします。

3 体調の確認

お子様及び保護者に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合には、登園を行わないよう徹底してください。

なお、発熱の判断をする際は平熱に個人差があることに留意してください。

4 衛生管理（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）から抜粋「新しい生活様式」の実践例（抜粋）

(1) 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い・手指消毒。
- ・咳エチケットの徹底。
- ・こまめに換気。
- ・身体的距離の確保。
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）。
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：

【登園自粛要請の終了について】 671-3564

【利用料について】 671-0255

保育・教育人材課：

【給食について】 【体調の確認】 及び 【衛生管理】

671-2397

保育対策課：

【年度限定保育事業】 671-4469